

議案甲第 1 号

児童生徒のオンラインゲーム利用時間の適正な管理に関する条例

(目的)

第1条 オンラインゲームの利用時間を適正に管理することにより、オンラインゲームへの^{いぞん}依存を^{おさ}抑えること、また、児童生徒に規則正しい生活を学ばせることにより、自律した社会生活を送ることができる人を育てることを目的とする。

(定義)※この条例に出てくる言葉の説明

第2条 この条例において、言葉の意味は次のとおりとする。

- (1) オンラインゲーム インターネット等の通信ネットワークに接続して行うゲーム
- (2) 児童生徒 多久市内の義務教育学校に通うすべての児童生徒
- (3) 学校 多久市内にある義務教育学校

- (4) 保護者 多久市内の義務教育学校に通う児童生徒の
保護者

(利用時間の制限)

第3条 オンラインゲームの利用の^{せいげん}制限は次に示す時間とする。
る。

- (1) 1年生から6年生の場合は、20時から翌日8時の間
(2) 7年生から9年生の場合は、21時から翌日8時の間

^{しどう}
(指導)※この条例を守らなかった時にしなければいけないこと

第4条 前条に^{いはん}違反した場合、通学する学校において次に定める指導すべてを行うものとする。

- (1) 1年生から6年生の場合
- ア 1週間オンラインゲームの利用を禁止すること
 - イ 30日間毎日漢字書きとりを5ページすること
 - ウ ボランティア活動を行うこと
- (2) 7年生から9年生の場合
- ア 1週間オンラインゲームの利用を禁止すること

- イ 30日間毎日英単語書きとりを5ページすること
- ウ 1週間部活動への参加を禁止すること
- エ ボランティア活動を行うこと

(保護者の^{せきむ}責務)※保護者が守らなければいけないこと

第5条 保護者は、条例の目的を十分理解し、自分の子どもがこの条例を守るよう指導しなければならない。

- 2 保護者は、自分の子どもがこの条例に違反した場合には、^{すみ}速やかに学校に^{ほうこく}報告しなければならない。

(学校の責務)※学校で先生が守らなければいけないこと

第6条 学校は、オンラインゲームの利用について、児童生徒が適切な利用を行うよう指導し、利用計画を立てさせなければならない。

- 2 学校は、条例に違反した児童生徒に対して、第4条に規定する指導を行わなければならない。
- 3 前項の規定は、学校長の責任で行わなければならない。

^{いにん}
(委任)※物事を他の人にまかせること

第6条 この条例の^{せこう}施行について必要な事項は、教育長が定める。

^ふ 附 ^{そく} 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。